

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月十六日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第五号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第十三」を「別表第十一」に改める。

別表第二大淀町の管理職員等の範囲の表本庁の項中「部長」を「部長 参事」に、「次長」を「教育次長 教育次長補佐」に改める。

別表第七十津川村の管理職員等の範囲の表本庁の項中「企画財政課」を「財政課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。